

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	地域支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、地域支援事業に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地域支援事業に関する事務
②事務の概要	老人福祉法、介護保険法等の規定に則り 地域支援事業の実施の要件確認及び利用料に係る事務に利用する。 特定個人情報ファイルは、以下において使用する。 ①地域支援事業の実施の要件確認 ②総合事業の負担割合証の交付 ③総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る 現役並み所得者の判定及びその収入判定に係る申請の受理、確認 ④地域支援事業の利用料に係る事務
③システムの名称	介護保険システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律27号） ・第9条第1項、別表第一の68の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律27号） ・第19条第8項、別表第一の94の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第二省令） （平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係 0289-63-2175
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護に関する送付物の封入作業において、手順は決められており最終的なチェックを職員が行っているため。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護給付に関する個人情報を受け渡す際は、上司の許可を取り暗号化された専用のUSBを使用して行うため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月20日	4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第9条第1項、別表第一の41の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第47条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第19条第7項、別表第一の94の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第47条	事後	軽微な修正
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月19日時点	令和2年7月20日時点	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月19日時点	令和2年7月20日時点	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第19条第7項、別表第一の94の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第47条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第19条第8項、別表第一の94の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第47条	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月20日時点	令和3年10月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月20日時点	令和3年10月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	令和6年11月1日 時点		
令和6年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	令和6年11月1日 時点		
令和6年11月1日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	-	十分である 介護に関する送付物の封入作業において、手順は決められており最終的なチェックを職員が行っているため。	事後	
令和6年11月1日	Ⅳ 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 介護給付に関する個人情報を受け渡す際は、上司の許可を取り暗号化された専用のUSBを使用して行うため。	事後	